

都市再生整備計画(第5回変更)

やまぐちしちゅうしんしが いちしゅうへんちく
山口市中心市街地周辺地区

山口県 やまぐちし
山口市

令和6年10月

事業名	確認
都市構造再編集集中支援事業	■
都市再生整備計画事業	□
まちなかウォークابل推進事業	□

都道府県名	山口県	市町村名	やまぐちし 山口市	地区名	やまぐちしちゅうしんが いちしゅうへんち く 山口市中心市街地周辺地区	面積	144	ha							
計画期間	令和	3	年度	～	令和	7	年度	交付期間	令和	3	年度	～	令和	7	年度

目標 大目標 新たなにぎわいの創出と回遊性の高い歩行空間の形成により歩きたくなるまちなかを形成する ・活用を見据えた公共空間の整備により新たなにぎわいの創出を図る。 ・沿道土地利用促進と併せた歩行空間の整備により回遊性の向上を図る。
目標設定の根拠 都市全体の再編方針(都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用の考え方を含む、当該都市全体の都市構造の再編を図るための方針) ※都市構造再編集集中支援事業の場合に記載すること。それ以外の場合は本欄を削除すること。 本市では、人口減少時代にあっても、山口都市機能誘導エリア(山口都市機能誘導区域)と小郡都市機能誘導エリア(小郡都市機能誘導区域)において、高次な都市機能の維持・集積を図ることにより、県央部の経済成長をけん引するとともに、生活関連サービスの向上を図ることとしている。また、2つの都市機能誘導区域の連携やネットワークにより本市全体の活力の向上を図ることとしている。 「山口市コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり計画」(立地適正化計画)では、山口都市機能誘導区域と小郡都市機能誘導区域に高次な都市機能を集積し、拠点性を高めるとともに、都市機能誘導区域と市内にある地域の拠点とを結ぶ公共交通ネットワークを強化することで市内のあらゆる地域での暮らしを守る、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進めている。 当地区は、立地適正化計画において、山口都市機能誘導区域の亀山周辺ゾーン、中心商店街ゾーン及び大内文化ゾーンとして位置づけ、各ゾーンの特徴に応じて都市機能を集積することとしている。 亀山周辺ゾーンにおいては、行政、教育機能を、中心商店街ゾーンにおいては商業、娯楽・文化機能を、大内文化ゾーンにおいては歴史学習拠点機能及び伝統産業継承機能を集積することとしている。
まちづくりの経緯及び現況 亀山周辺ゾーンにおいては、本庁舎を建替えるとともに、庁舎前に市民交流棟(地域交流センター)及び市民交流広場を整備し新たなにぎわいの創出を図ることとしている。 中心商店街ゾーンにおいては、これまで国により中心市街地活性化基本計画の認定を受け、商業施設の集積やまちなか居住の促進や居住環境の向上を図っており、令和3年度からは新たな中心市街地活性化基本計画(3期計画)により、商業施設の集積とまちなかの再生を図ることとしている。 大内文化ゾーンにおいては、遺跡発掘や史跡の整備、道路空間の高質化及び景観形成重点地区指定に向けた取組を進めている。
課題 ・ゾーン内での回遊性の向上に加え、各ゾーンでの取組が隣接するゾーンへと波及するよう、ゾーン間の連携強化に資する都市基盤整備が求められている。 ・本市の中心市街地は震災を受けておらず、古い町並みが残る一方で狭隘道路やバリアフリー化されていない道路も残っており、歩行空間の安全性や快適性を高めるなど、都市基盤の再生が求められている。
将来ビジョン(中長期) 【総合計画】 山口都市核は、長い歴史の中で積み重ねてきた行政、文化、教育、商業、観光等の都市の特徴や既存ストックをより高めていくこととしており、本市の新たな本庁舎は、現本庁舎及び中央駐車場の所在地において建替え整備を図る。 【立地適正化計画】 ・当該地区は「山口都市機能誘導区域の中心商店街ゾーン、亀山周辺ゾーン、大内文化ゾーン」の3つのゾーンに位置している。中心商店街ゾーンにおいては、小売店やデパート、専門店舗などの商業機能や娯楽・文化機能の集積を図り、亀山周辺ゾーンにおいては、市役所や税務署などの行政機能、県立美術館や博物館などの教養や調査研究、文化的な要素を含む教育機能の集積を図る。大内文化ゾーンにおいては、市民が歴史や伝統を学び継承する空間とするとともに、歴史を学ぶ拠点機能や伝統産業を継承する機能の集積を図ることとしており、各ゾーンの地域特性に応じた機能の集積により、市民生活の質の向上を図る。

都市構造再編集集中支援事業の計画							
都市機能配置の考え方 ・山口都市機能誘導区域には、県立美術館や図書館などの公共施設、本市唯一の百貨店及び地域医療支援総合病院など広域から利用が見込まれる高次都市機能が多くの立地している。こうした高次都市機能を今後もエリア内に維持するとともに、新たに立地するものについてはエリア内に誘導することとしている。 ・大型商業施設については、認定中心市街地活性基本計画に基づく立地規制に加え、特定用途制限地域により用途白地地域での商業施設の立地を制限している。							
都市再生整備計画の目標を達成するうえで必要な誘導施設の考え方 誘導施設に位置付ける市本庁舎（法定外）の整備と併せて行う市民交流棟（誘導施設に加える予定）及び市民交流広場の整備により新たなにぎわいを創出し、これと併せて隣接ゾーンとの回遊軸を整備することにより歩行者通行量の増加を図る。							
都市の再生のために必要となるその他の交付対象事業等							
目標を定量化する指標							
指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
市道の歩道の整備状況に対する満足度	%	山口市まちづくりアンケートにおいて、歩道の整備状況が満足であると思う市民の割合	市役所周辺の道路整備により、歩行空間の快適性や歩行者等の安全性向上を図る。市民アンケートに基づき、市民の満足度を確認する。	65.0%	H29	67.8%	R7
中心市街地における回遊性の増加	人/日	来訪者が隣接する地区へ回遊しているか否か通行量を調査する。	歩行空間の整備と情報案内板の設置により、隣接区域との回遊性が向上していることを確認する。	49,649人/日	R1	51,859人/日	R7

計画区域の整備方針		方針に合致する主要な事業
【公共空間の活用検討と併せた道路空間の整備】 ・ゾーン内での回遊軸やゾーン間の連携軸において、道路空間を含む公共空間の有効活用及び中心市街地にふさわしい土地利用の促進により新たなにぎわいを創出するとともに、道路のバリアフリー化及び誘導サインの設置によるゾーン間の連携強化により、歩行者通行量の増加を図る。 【安全性と快適性が確保された歩行空間の確保】 ・歩行空間の確保、道路空間の高質化及び電線類の地中化により、市民の歩道の整備状況に対する満足度を高める。		道路：市道黄金町野田1号線 地域生活基盤施設：一の坂川多目的広場 地域生活基盤施設：新立体駐車場整備 地域生活基盤施設：広場整備 地域生活基盤施設：サイン計画 高次都市施設：市民交流棟 既存建物活用事業：山口ふるさと伝承総合センターまなび館 エリア価値向上整備事業、提案事業：まちなかウォークブル推進業務委託 エリア価値向上整備事業、提案事業：まちなか空間活用研究 提案事業：まちなみデザインガイドライン作成支援業務 提案事業：事業活用調査
		高質空間形成施設：市道下堅中下中河原線 高質空間形成施設：市道桜島一丁目下後河原線 高質空間形成施設：市道道祖町旭通り一丁目線 高質空間形成施設：市道東山二丁目道場門前二丁目線 高質空間形成施設：大殿周辺地区道路 道路：市道中央二丁目湯田温泉四丁目線
その他		
【まちづくりの住民参加】 ・大内文化ゾーンでは、地域住民により組織する大内文化街道まちなみ協議会と市が連携し、景観形成重点地区の指定に向けた取組を進めている。 ・商店街アーケードでは、商店街振興組合において、店舗の連続性や多様性の確保とアーケード内の快適性を確保するためルール作りを進めている。 ・山口駅通りでは、沿道商店街組合、地元大学及び市において駅通り再生に向けた協議を行っている。		

様式(1)-④-1

(金額の単位は百万円)

提案事業	事業 細項目	事業箇所名	事業主体	直／間	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体 事業費	交付期間内 事業費	交付対象		交付対象 事業費
						開始年度	終了年度	開始年度	終了年度			うち官負分担	うち民負分担	
地域創造 支援事業														
事業活用調査	事業効果分析調査		市	直	－	7	7	7	7	5.0	5.0	5.0		5.0
	立地適正化計画変更業務	立地適正化計画区域	市	直	－	5	5	5	5	7.4	7.4	7.4		7.4
まちづくり活 動推進事業	まちなみデザインガイドライン作成支援業務	市道道祖町旭通り一丁目線	市	直	－	3	3	3	3	0.9	0.9	0.9		0.9
	まちなか空間活用研究委託	中心市街地内	市	直	－	3	3	3	3	2.5	2.5	2.5		2.5
	まちなかウォークアブル推進業務委託	県道山口秋穂線	市	直	－	3	3	3	3	14.3	14.3	14.3		14.3
合計										30.1	30.1	30.1	0	30.1
												合計(A+B)	1,540.0	…B

山口市中心市街地周辺地区(山口県山口市)	面積	144 (52) ha	区域	駅通り一丁目、駅通り二丁目、道場門前一丁目、道場門前二丁目、米屋町、中央一丁目、中央二丁目、亀山町の一部、中市町、大市町、上豎小路、下豎小路、大殿大路、後河原
----------------------	----	--------------	----	---

